

# 広報とめ

市政だより

JANUARY.2006

1.20

No.20



かわいい鳥がいっぱいいるよ！

(白鳥やカモの絵を描く、さくら幼稚園児)

MIYAGI TOME PUBLIC INFORMATION

# 市県民税などの申告相談

1月1日現在で市内に在住している人は、3月15日までに平成17年度の所得を申告しなければなりません。申告された所得の内容は、国民健康保険税や介護保険料の算定にも利用します。申告しない場合、各種行政サービスが受けられなくなる場合もありますので、必ず申告してください。

今年も市県民税・国民健康保険税・介護保険料・所得税の申告相談時期を迎えました。期間は2月8日から3月15日までで、皆さんの利便性を考慮し合併前と同様、旧町域、行政区ごとに実施します。日程は、各戸にチラシを配布します。各戸にチラシを配布します。日程は、各戸にチラシを配布します。日程は、各戸にチラシを配布します。

◆**申告が必要な人**  
平成18年1月1日現在、市内に住所を置き、次に該当する人です。  
①平成17年中に所得のあった人(公的年金を受給している人を含む)。また、給与所得者については、次に該当する人です。  
・勤務先から給与支払報告書が提出されていない人  
・勤務先で年末調整がされなかった人  
・給与所得のほかに農業所得

◆**総合受付の設置**  
待ち時間の短縮と円滑に申告ができるよう、「総合受付」を設置します。総合受付では、証明書や収支計算書など、必要書類が整っているかを確認

◆**障害者控除**  
身体障害者手帳などを交付されていない要介護者が、障害者控除を受けるためには、申告時に「障害者控除対象者認定書」が必要です。なお、

◆**医療費控除**  
要介護者のおむつ代は医療費控除の対象になります。1年目は医師の証明書が必要ですが、2年目以降は市で証明書を発行します。

## 申告相談時に必要なもの

- 申告者名義の金融機関口座番号と口座届出印
- 事業所得者(営業、農業など)は、関係帳簿・経費の領収書など
- 給与所得者と公的年金受給者は、源泉徴収票
- 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書
- 社会保険料控除(国保税、国民年金など)を受けるときは、領収証書
- 生命保険料控除、損害保険料控除を受けるときは、支払保険料の証明書
- 住宅借入金等特別控除を受けるときは、登記簿謄本・住民票の写し・売買契約書・住宅購入等借入金の年末残高証明書・源泉徴収票
- その他、収入経費が分かる書類

- ### 農業申告に必要な書類
- 農協との取引明細書(売り上げと経費が分かる書類)
  - 収支を記載した関係帳簿、領収書など
  - 各種農業関係補助金などの証明書
  - 農協以外に販売しているときは、売り上げが分かる書類
  - 自家消費の農産物(米、野菜)の数量
  - 農作業を受託しているときは、収入が分かる書類
  - 肉用牛を販売したときは、売却証明書と経費が分かる書類

- ◆**証明料** 300円
- 手続き**
- 交付** 1月23日(月)から ※土日祝日を除く
- ◆**申請先** 各総合支所市民福祉課福祉係、または市民生活部介護保険課(南方庁舎)
- ◆**必要なもの** 対象者の介護保険被保険者証
- ◆**問い合わせ**
- 市民生活部介護保険課 ☎0220(58)2117
- 各総合支所市民福祉課

## 個人市民税が改正されます

平成18〜19年度に実施される個人市民税の主な改正内容は別表1のとおりです。

今回改正される主な点は、65歳以上の人の非課税措置が18・19年度で段階的に廃止されることです。また、65歳以上の人の雑所得(公的年金など)の計算方法が、18年度から別表2のように見直されます。妻への均等割課税、定率減税の縮減は、段階的に実施されています。

◆**問い合わせ**  
総務部税務課市民税係 ☎0220(22)2163

年金収入金額(A)	年金控除金額
260万円以下	140万円
260万円超460万円以下	(A)×25%+75万円
460万円超820万円以下	(A)×15%+121万円
820万円超	(A)×5%+203万円

  

年金収入金額(A)	年金控除金額
330万円以下	120万円
330万円超410万円以下	(A)×25%+37万5千円
410万円超770万円以下	(A)×15%+78万5千円
770万円超	(A)×5%+155万5千円

別表1 年度別個人市民税の改正内容

年度	改正の内容
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妻に均等割が課税されます(均等割の3,000円が課税(17年度は1,500円))</li> <li>○定率減税が縮減されます(所得割額の7.5%相当額(限度額2万円)を減税(17年度は15%、限度額4万円))</li> <li>○老年者控除(48万円)が廃止されます</li> <li>○65歳以上の人の公的年金等控除が見直されます。</li> </ul> 別表2のとおり ○65歳以上の人の非課税措置が廃止されます。ただし、昭和15年1月2日以前生まれで所得が125万円以下の人は、所得割と均等割の合計の2/3を減額
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○65歳以上の人の非課税措置が廃止されます。ただし、昭和15年1月2日以前生まれで所得が125万円以下の人は、所得割と均等割の合計の1/3を減額</li> </ul>

## 税務署で所得税・消費税の確定申告が始まります。

### □所得税の確定申告書は自分で書いてお早めに!

平成17年分所得税の確定申告が始まります。期限間近になると、税務署は大変混雑します。申告書は自分で書いて、早めに提出してください。

◆**期間** 2月16日(木)～3月15日(水)

◆申告書はインターネットを利用してパソコンでも作成できます。便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください!

◆**URL** <http://www.nta.go.jp/>

### □納税は期限内に!

納期限までに納税されない場合は、延滞税が加算されます。延滞税は納期限の翌日から納付までの日数に応じて加算されるので、期限内に納付してください。

所得税の納税は、便利な「口座振替」をご利用ください。

平成17年分確定納税額の振替日は4月20日(木)です。

### □国税についての相談は「電話相談センター」へ!

県内の税務署または税務相談室に寄せられる、国税に関する質問や相談は、音声案内により「電話相談センター」へつなぎます。

◆**相談時間** 月～金曜日 午前9時～午後5時

※休日除く

詳しくは、佐沼税務署までお問い合わせください。

◆**問い合わせ** 佐沼税務署 ☎0220(22)2501

### □消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告と納税は正しくお早めに!

消費税の課税事業者該当する個人事業者は、3月31日(金)までに平成17年分の「消費税及び地方消費税の確定申告書」を税務署に提出し、その税額を納付しなければなりません。口座振替を利用している場合の振替日は、4月27日(木)です。

◆平成17年分の課税事業者は次の人です。

- ・平成15年分の課税売上高が1千万円を超える人
- ・平成15年分の課税売上高が1千万円以下で、平成16年中までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している人



## 石ノ森章太郎ふるさと 記念館からのお知らせ

### ◆第5回自主企画展 「みっちゃん」の夢展

銅版画創造の世界

迫町出身の銅版画家・伊藤美智子氏の作品を展示します。

【期間】 1月21日(土)～

2月19日(日)

午前9時30分～午後5時

※入館は午後4時まで

毎週月曜日休館日

【入場料】 無料(企画展のみ)

### ◆石ノ森章太郎ふるさと記念館光のページェント写真展

1月2日まで開催された、

記念館光のページェントの写真  
真を展示します。

【期間】 1月21日(土)～

2月5日(日)

午前9時30分～午後5時

【場所】 石ノ森章太郎生家

【入場料】 無料

【問い合わせ】

石ノ森章太郎ふるさと記念館

☎0220(35) 1099

## 国際交流のついで

登米町在住のALT(外国語指導助手)を招き、国際交流のついでを開催します。

【日時】 1月28日(土)

午後2時～4時

【場所】 とよま観光物産センター

【参加費】 無料

【内容】 ハンドベル、ハーモニカ、合唱によるコンサートや交流会

【問い合わせ】

国際交流協会登米支部 高橋

☎0220(52) 3210

## 薬物乱用防止指導員募集

市では、薬物乱用防止指導員を募集します。

【募集人数】 5人

【応募資格】 20歳以上の市内在

住・在勤・在学者

【内容】 年2～3回の会議、街頭指導など

【申込期限】 2月3日(金)

【申込方法】 住所、氏名、電話番号、年齢、職業を明記し、郵送またはファックスで

申し込みください。

※任意の用紙でかまいません

【申し込み・問い合わせ】

〒98710401

登米市南方町新高石浦130

登米市役所南方庁舎

健康推進課健康推進係

☎0220(58) 2116

☎0220(58) 3345

FAX 0220(58) 3345

## 1月26日は 文化財防火デー

1月26日は文化財防火デーです。

昭和24年1月26日に法隆寺金堂の壁画が焼け、貴重な文化的遺産が灰となりました。

このため国では、この日を『文化財防火デー』と定めるとともに、文化財を災害から守るため文化財防火運動を推進しています。

かけがえのない遺産を後世に残すため、みんなの手で火災を防ぎましょう。

【問い合わせ】

教育委員会生涯学習課

☎0220(34) 2698

## 職員人事異動

### 退職

12月31日付

【総務部】▽税務課主幹⇨下山千賀子

【市民生活部】▽米川診療所技

術主査⇨佐藤絹子

【監査委員事務局】▽副参事⇨成澤直行

【消防本部】▽消防署南出張所主幹⇨阿部竹志



## 異動

( )は前職

1月1日付

【総務部】▽税務課長補佐⇨曾根敏教(税務課長補佐兼固定資産税係長)▽税務課主幹兼

固定資産税係長⇨伊藤修一

(農村整備課主幹兼農地整備係長)

【産業経済部】▽農村整備課主幹兼農地整備係長⇨末永隆

(視聴覚センター主幹兼教育係長)

【教育委員会】▽視聴覚センター主幹兼教育係長⇨小林英敏(視聴覚センター主幹)▽併せて新田公民館主事⇨北館

まり(迫総合支所新田出張所主事)

【医療局】▽豊里病院看護師⇨伊藤文代(豊里老人保健施設

看護師)▽豊里病院津山診療所准看護師⇨阿部八重子(豊

里病院准看護師)▽豊里老人保健施設准看護師⇨芳賀洋子

## 今日の表紙

1月11日、伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター(新田)前で、さくら幼稚園(中田)の園児15人が、白鳥などの絵を描いたり、餌をあげたりしていました。描かれた絵は、1月22日からセンターで開催される白鳥愛護の絵・ポスター展に出品されます。



(豊里病院准看護師)【消防本部】▽消防署南出張所主幹⇨早川泰郎(消防署情報指令係主幹)▽消防署情報指令係主査⇨安部和敏(予防課主査)▽予防課消防副士長⇨菅野芳典(救急救助課消防副士長)